

新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について

- ① 新型コロナウイルス感染症と診断された学生・教職員は、その診断結果を各キャンパス医務室に連絡してください。この場合は学校保健安全法又は本学就業規則等により出席停止又は自宅待機とし、出席停止又は自宅待機の期間は治癒するまでとなります。なお、登校又は出勤の再開にあたっては、治療ないし療養を終えたことを医務室に報告してください。
- ② 新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触したと特定された学生・教職員は、その結果を各キャンパス医務室に連絡してください。この場合は学校保健安全法又は本学就業規則等により出席停止又は自宅待機とし、出席停止又は自宅待機の期間は感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して14日間とします。
- ③ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合や、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合は、最寄りの自治体コールセンターに電話相談して指示を受けるか、PCR検査のできる発熱外来等を設置している医療機関に相談してください。医療機関を受診する場合は、他の人との接触を避け、マスクを着用するなどし、事前に当該医療機関に連絡・相談した上で速やかに受診してください。そして、医療機関を受診した結果を医務室に伝えてください。これらの症状があった場合には、学校保健安全法又は本学就業規則等により、出席停止又は自宅待機とします。出席停止又は自宅待機の期間は、症状が消失した日から起算して3日間を経過するまでとします。
- ④ なお、上記③に該当せず、風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養が原則となります。
- ⑤ 上記①～③に基づき、学生が出席停止となった場合における授業や試験の欠席の扱いについては、学部事務室または共同事務室へ確認してください。また、上記①～③に基づき、教職員が自宅待機となった場合は、本学就業規則等に基づき対応します。